

小児慢性特定疾患児日常生活用具一覧

種目	障害及び程度	性能	限度額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)	4,450 円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600 円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200 円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000 円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	60,000 円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用し得るもの。	90,000 円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。	67,000 円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	15,000 円
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	70,400 円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	12,160 円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。	56,400 円
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	20,000 円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	37,800 円
酸素吸入器	平成 17 年 2 月 10 日付け厚生労働省告示第 23 号により厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患の状態の程度にある児童等で、給付の必要性が認められる者	携帯酸素オーツ。附属品 (マスク、ポット、チューブ)を含む。	8,040 円
吸引器	平成 17 年 2 月 10 日付け厚生労働省告示第 23 号により厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患の状態の程度にある児童等で、給付の必要性が認められる者	卓上式吸引器 (電気式を除く)。	41,930 円
携帯トイレ	平成 17 年 2 月 10 日付け厚生労働省告示第 23 号により厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患の状態の程度にある児童等で、給付の必要性が認められる者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。	15,300 円